

亀山市告示第71号

亀山市民間保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、民間保育所等がICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、事故防止等の体制強化を図るために要する費用の一部を補助することにより、民間保育所等の業務効率化を推進し、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「民間保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により国、三重県及び市以外の者が設置した保育所並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業者をいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市民間保育所等業務効率化推進事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、国が定める保育所等における業務効率化推進事業実施要綱（平成28年2月3日雇児発0203第3号。以下「国要綱」という。）に基づく業務効率化推進事業を実施する民間保育所等とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表中欄に定める基準額と同表右欄に定める対象費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額とを比較して、いずれか少ない額を限度として、予算の範囲内において市長が定める。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請等)

第 6 条 補助金を受けようとする民間保育所等は、補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 保育業務支援システムの導入 保育業務支援システム等導入実施計画書 (様式第 1 号)

(2) 事故防止等のためのビデオカメラの設置 事故防止等のためのビデオカメラ設置計画書 (様式第 2 号)

2 前項の規定により申請書の提出を行った民間保育所等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を提出しなければならない。

(1) 保育業務支援システムを導入し、その支払いを済ませたとき 保育業務支援システム等導入費用支給申請書 (様式第 3 号)

(2) 事故防止等のためのビデオカメラを設置し、その支払いを済ませたとき 事故防止等のためのビデオカメラ設置費用支給申請書 (様式第 4 号)

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

区分	基準額	対象費用
保育業務支援システムの導入	100 万円	国要綱 3 の (1) の による費用

事故防止等のためのビデオカメラの設置	10万円	国要綱3の(2)の による費用
--------------------	------	-----------------

様式第1号(第6条関係)

保育業務支援システム等導入実施計画書

亀山市長 様

年 月 日
(代表者名) 印

施設名		
住所	(〒)	電話()
保育業務支援システム等の導入に要する費用	円 内訳等については別添見積書のとおり	
(備考)		

様式第2号(第6条関係)

事故防止等のためのビデオカメラ設置計画書

亀山市長 様

年 月 日
(代表者名) 印

施設名		
住所	(〒)	電話()
ビデオカメラの設置に 要する費用	円 内訳等については別添見積書のとおり	
(備考)		

様式第3号(第6条関係)

保育業務支援システム等導入費用支給申請書

亀山市長 様

年 月 日
(代表者名) 印

施設名		
住所	(〒)	電話()
保育業務支援システム 等の導入に要した費用	円 内訳等については別添領収書のとおり	
(備考)		

様式第4号(第6条関係)

事故防止等のためのビデオカメラ設置費用支給申請書

亀山市長 様

年 月 日
(代表者名) 印

施設名		
住所	(〒)	電話()
ビデオカメラの設置に 要した費用	円 内訳等については別添領収書のとおり	
(備考)		